

四 社会基盤の整備

1 士族授産

(一) 宝林社

(1) 就産・教育資本寄贈書簡

舟木直光氏蔵

余ノ諸氏ニ於ケル、素ト一朝一夕ノ交誼ニ非ス。祖先以来廢藩ノ日ニ至ル迄、艱難之ヲ共ニシ安樂之ヲ同シ、^シ憂喜相感スルノ情恰モ骨肉ノ如クナルコト亡慮數百年間ナリ。自今以後、幾回ノ星霜ヲ經過スルモ決シテ互ニ相忘ルヘカラサルモノナリ。今、余ハ朝廷優渥ノ恩賜ニ由リテ得ル所ノ禄以テ永遠家眷ヲ養育シ、生計ヲ図ルニ足レリ。諸氏ノ如キモ亦朝廷ノ恩賜ナキニ非ス

ト雖モ、其禄以テ目下ノ生計ヲ営ムニ足ラズ。況ンヤ將來ノ生業ヲ計リ、子孫ノ教育ヲ慮ルニ於テヲヤ。是時ニ於テ從來ノ交誼ヲ顧レバ実ニ黙止ニ忍ヒサル也。依テ余ガ嘗テ豊岡宝林社ニ寄托セル貯蓄金ノ内八千円ヲ以テ就産ノ財本トシ、別二千五百円ヲ教育資本トシ、同心力シテ就産ノ道ヲ求メ^{ひん}懇勉刻苦シテ産業ヲ確立シ、併テ幼年ノ子女ヲモ教育スベシ。夫レ就産ト教育トハ実ニ焦眉ノ急務ニシテ、一身一家ノ盛衰興亡皆之レニ由ラザルナシ。此ノ二者相待テ並ビ行ハルルコト殆ト先後緩急ノ別ナキ者ナリ。^{そもそも}抑、此ノ金額ハ僅九千五百円ニシテ、之ヲ各自配付スレハ一戸得ル所百円余ニ過ギズ。以テ何等ノ事業ヲ起スニ足ラズ。若シ之ヲ集合シテ分タズ、利益ヲ永遠二期スル時ハ、以テ大ニ為スアルニ足ルベキ也。諸氏此ノ意ヲ体シ、敢テ一人一己ノ私有トセズ、一社ヲ結ンデ共同公有ノモ

ノトシ、衆議ヲ尽シテ實際適切ノ方法条規ヲ設ケ、以テ永遠不朽ノ事業ヲ創立セラレンコトヲ希望ス。其方法条規ノ如キハ、實際施行ノ前ニアリテ予テ詳細余ニ示サルベシ。余モ亦將ニ意見ヲ述フルコトアラントス。諸氏宜シク之ヲ諒セヨ。

明治十年七月

京極 高厚

旧豊岡藩

士族中

(2) 資本運用計画

国立市・小林善雄氏蔵

一、今般、宝林舎^(世)御所有金ノ内、特別ノ思召ヲ以テ士族一統エ工業資本金トシテ金八千円・子女為教育金千五百円下賜ニ付、社中熟議ノ上、士族一同へ協議、代

議人十名ヲ定メ決議、左ノ通。

一 金壹万七百八拾壹円貳錢七厘四毛 会社基礎金
一 同四千貳拾八円六拾貳錢三厘一毛 十年六月迄益金

一 同七百円 正法寺新田地価見積リ

一 金壹万五千五百九円六拾五錢五毛 現今在金

此折半

金七千七百五拾四円八拾貳錢五厘二毛

君公御所有金

金七千七百五拾四円八拾貳錢五厘二毛

士族共有金

一 右当暮分割ノ事

一 金三千五百円 調達融通講益金見込高

一 同千円 二方奥組献田代
明治十八年可受取分

一 同九百九拾円三拾四錢九厘五毛

逐次細々可受取見込

但、二方千両講一口可受取見込ノ処、手取済基礎

金二組込二付、御書下ノ金高不足可致事

金五千四百九拾円三拾四銭九厘五毛

追々可受取見込ノ分

此折半

金貳千七百四拾五円拾七銭五厘

君公御所有金ニ可相成分

金貳千七百四拾五円拾七銭五厘

士族共有金、追々可相渡見込ノ分

二口合テ

金貳万千円

内

壹万五百円

君公

壹万五百円

士族

小内

千円

卒一同へ被下金

八千円

士族共有金

千五百円

子女教育金

一 今般、利足ノ定規被仰出候ニ付テハ、君公御預金

ヲ始メ各自ノ預り金、是迄月九朱利ノ処、年九朱ニ

引直シ候事

一 工業着手迄ハ共有金年七朱ノ利足ヲ以テ会社へ預

リ積立候事

但、君公御所有金七千七百五拾四円八拾貳銭五厘

貳毛、此分士族共有金同様年七朱利積立ノ事

一 惣取入利足ヲ以、各自預り利足并社員月給・会社

入費・貸金催^(借)足^(借)訟訴費用等仕^(支)払、残金ハ会社へ積蓄

シ、自然身代限リヲ受ケ返金ノ道ヲ失スル者有之時

ハ該金ヲ以テ弁償シ、君公御所有金并士族共有金ニ

欠減ノ憂ナキヲ要旨トスル事

一 金千貳百三拾三元五拾九銭七厘貳毛

内

百七拾七円四拾六銭七厘 年々作徳米代

式百五拾六円拾三銭六厘式毛 年々諸雜費殘金

八百円 当十年十二月益金見込

ノ

右、会社所有金年々積立、貸付損失前条積蓄金ニテ不足ノ節ハ該金ヲ以、償候事

一 士族救恤法

士族共有金利足ノ内、壹部分ヲ別途ニ備ヘ置キ但、初年ハ式万一非常ノ災害ニ係リ困難目下視ルニ忍ヒサル者ヘハ組頭中協議ノ上、社舎員ヘ計リ右予備金ヲ以テ一時救恤可致事

一 工業開設ノ為、巨金ヲ賜ルニ付テハ往々実地施行ノ事ニ大ニ注意セサレハ、区々烏合ノ紛議ヲ生シ之カ為、弊害ヲ醸シ、兪達隆盛スル道ナシ。因テ主任ノ者兩名士族投票ヲ以、選挙致候事

主任者

河本齊助

四方圭次郎

勞力相当ノ給ヲ当分会社ヨリ支給スヘシ。士族中、工業存付ノ義ハ右兩人ヘ可申出事

一 士族子女為教育金千五百円ヲ下賜ニ付テハ該金ヲ会社ヘ預ケ、右利足ヲ以テ教員漢名力有リ小学雇入、私塾ヲ相開キ候事

但、該金利足ハ貸金預リ金利足ト進退シテ實際相

当ノ利足ヲ月々可相渡事

一 今般、利足ノ定則被仰出候ニ付テハ、私塾費用教育金千五百円ノ利足ニテハ不足可致ニ付、共有金八千円ノ内ヨリ千円ヲ教育金ノ方ニ加ヘ、式千五百円ノ利足ヲ以、開設可致事

但、私塾掛リ、社舎員ノ内ニテ相勤候事

一 君公ヨリ子女為教育金千五百円下賜ニ付、士族協議ノ上、私塾開設致候間、県庁ヘ相届候事

一 教育金ノ義ハ君公ヨリ御願立ノ上、下賜候御趣意

二候処、当時豊岡校ノ如キハ資本金ナク入費ハ相嵩、

借財多分有之趣ニ付テハ、自然学務掛又ハ学区取締

ノ計ヒニテ私塾費用ハ是ヨリ繰出ニ付、一時千五百

円ハ学校ニ借入度杯被申掛テハ、往々格別ノ御厚意

ヲ以テ被下候資本ヲ失スル場合ニ可立至哉モ難計ト

一同深く心痛仕候。依テハ士族一同ヨリ御届仕、君

公ヨリ御願立ノ義ハ御見合セニ被相成下テハ如何可

有之哉、一応尊慮奉伺度事

一 舎員更ニ選挙ニ付、士族一同投票致候処、近藤斉

助退社、添田市郎入社、其余ハ従前ノ通、明治十一

年ヨリ滿二ケ年奉職決議ノ事

一 士族中各自ノ預リ金利息歩増等ノ義ハ、従前ノ算

法ニ候事

右ノ通、舎員・代議人一同協議ノ上、確定候条各

君御熟覽ノ上、君公へ被仰上被下度、尚御異見モ

御座候ハハ御回答被下度候也。

明治十年九月

宝林舎^(社)

猪子 清殿

岡 毅殿

濱尾 新殿

久保田讓殿

(3) 宝林社・宝林義塾

『明治十六年度・地方巡察使復命書』三二書房版

兵庫県管内士族状況

但馬国城崎郡豊岡ニ住居スル士族現住五拾戸計リ、其

他ハ官途ニ就キ又ハ商業等ニテ他所ニ寄留ス。当時、

家禄奉還シテ尽ク之レヲ集合シ、以テ一舎ヲ設ケ宝

林舎ト号シ、此舎ノ利益ヲ分配シテ生計ノ道ヲ立ツ。

依テ今日糊口ニ苦ムマテニ至ラス。最下等備役ニ止ル

農商ノ業、又ハ雜業ニ従事シ、各進取ノ氣アリ。

(中略)

宝林社

社長古嶋良平ナリ。此社ハ旧藩主京極高厚ヲ始メ士族七十六人相連合シテ之ヲ設立シ、株金並預リ金ヲ以テ專ラ貸付ヲ業トス。其株金ハ一万三千百円、此株數百三十一株ナリ。

宝林義塾

塾長久保田精一。該塾ハ士族八十二人協同、明治十一年五月創立、同族ノ子弟ヲ教養センカ為メ設クル学塾ニシテ專ラ漢学・算術ヲ教フ。旧藩主ヨリ千五百円ヲ出シ、士族中ヨリ千円ヲ醸シ、之カ学資ノ出納ハ宝林社ニ於テ担当セリ。教員二人・生徒百十四人。

(4) 告 示 書

舟木直光氏蔵

旧主京極高厚殿ヨリ送付セラレタル告示書

明治十年以來、予カ寄贈スル所ノ就産資金及ヒ学資金ヲ基礎トシ、宝林社ヲ設立シテ貸金及預リ金ノ事業ヲ連綿繼續スルコト茲二十有六年、今ヤ商法実施ノ時ニ際シ予カ寄贈シタル共有ノ趣旨ハ此法律ト相容レス、其主義ヲ変スルノ止ムヲ得サルニ遭遇セリ。然レトモ德義ニ出スルモノハ德義ノ制裁ヲ守ルヘキ義務アルハ古今ノ通義、諸子モ亦此德義ヲ守ルヘキ義務アルモノト信ス。故ニ宝林社ノコトハ更ニ社主ヲ定メテ之ニ一任シ、社主ト諸子トノ間ニハ確實ナル契約書ヲ制定シ、之ヲ交換シテ互ニ德義ヲ固守シ、以テ忘ルヽナクンハ当初寄贈ノ趣旨ヲ貫徹スルコトヲ得ヘキハ予ノ信シテ

疑ハサル所ナリ。^(いささか) 聊 丹心ヲ述テ諸子ニ告ク。宜ク
之ヲ諒セラレヨ。

明治二十六年五月廿七日

御印^(高厚)

豊岡士族諸子 御中

(5) 宝林銀行規定

舟木直光氏蔵

宝林銀行規定

第一条 店舗ノ名称ヲ宝林銀行トス。

第二条 本行ハ但馬国城崎郡豊岡町ノ内本町三番屋敷

ニ設置ス。

第三条 金銭貸付及当座預リ・定期預リヲ事業トス。

但シ旧残務ヲ継承シ、之カ精算ヲ遂ルモノ

トス。

第四条 金壹万參千九百七拾壹円參拾貳銭

内訳

金四千六百貳円貳銭四厘

是ハ旧藩主京極高厚殿ヨリ恵与セラレ

タル就産資金

金參千四拾五円參拾參銭六厘 積立金

是ハ非常ノ変災・不慮ノ困難ニ罹リ資

金及預リ金等ニ欠損ヲ醸ストキハ之ヲ

補充及償還スルノ予備ニ供ス。

金八百五拾五円七銭五厘 別段積立金

是ハ滞リ貸損失、或ハ臨時入費、又ハ

遠隔ノ地ニ出張旅費日当、若クハ士族

中(規定中、凡士族トアル者ハ皆旧豊

岡藩士族ヲ呼称セシモノナリ)不慮ノ

災害ニ罹リ、又ハ非常ノ困難ニ陥リ、

見ルニ忍ビザル者ヘ行主ト士族惣代会

議ノ上、米壹石以内、若クハ金五円以

内ヲ以テ一時救助スルノ予備ニ供スルモノトス。故ニ該金ハ自ら増減ヲ免レサル者(ママ。以下同)トス。以下二項同断ノコト。

金參千三百六拾九円七拾五錢貳厘

学資金

是ハ利益金ノ内ヲ以テ士族ノ子弟ニシテ小学高等生ヘ壹ケ月金參拾錢、中学生ヘ金五拾錢ツ、父兄ヨリ届出ノ上、学資補助トシテ給与シ、且高等全科卒業優等ノ証ヲ得タル者ヘ時宜ニ因リ賞与品ヲ与フルコトアルモノトス。

但、補助金渡方ハ年四回、即チ三月・

六月・九月・十二月トス。

金壹千六百七拾壹円九拾錢

純益配当充金繰越

是ハ毎年度純益配当金ノ内、其幾分ヲ配当シ、幾分ヲ積立置、仮令益金減少ノ年アルモ稍平準ヲ保タシムル為メ年々繰越置ク者トス。

金四百貳拾七円貳拾參錢參厘

是ハ新宝林銀行組織上ノ都合ニ付、貳万円ニ不足スル処ノ額、当分借入(置ク者)署トス。

第五條 本行ニ取締人貳名ヲ置、本行全体ニ対シ常ニ厚ク注意ヲ加ヘ事業ノ發達進歩ヲ謀リ、一切ノ事業ヲ負担スルノ任務アルモノニシテ、行主不在ノ節、通常ノ事務ハ代理ヲ為スモノトス。

但シ、事務多忙ノ節ハ日当金貳拾錢以内ノ者ヲ雇入ルコトアルベシ。

第六條 士族總代五名ヲ置キ士族一同ノ代表者トナリ、

本行一切ノ事務ヲ監督シ、其意見アル者ハ聊忌(モ)

憚ナク陳弁シ、本行ノ隆盛ヲ謀ルハ勿論、業務上ノ処理ニ付、行主ヨリ協議ヲ要スルコトアルトキハ之ニ応シ、利害得失ヲ弁シ、其他士族一般ニ関スル事件ハ都テ熟議執行スルノ任務アル者トス。

(中略)

第拾五条 本行ノ職員ハ在住士族(在住士族ト称スル者ハ豊岡町及近傍ニ在住スル士族ヲ云フ)ニシテ戸主・隠居、長・次・三男ヲ問ハズ、丁年以上ノ男子ヲ選挙スルモノトス。

第拾六条 行主ヲ選定スルハ士族總代ニ於テ士族一同ニ投票セシメ、高点者式名ヲ選抜シ、其人トナリ及ヒ人望ノ如何・資産及原況等ヲ詳記シ、旧藩主ノ指定ヲ乞者トス。取締人ハ在住士族中ヨリ行主ト士族總代ニ於テ選抜シ旧藩主へ上申シ士族へ報告スルモノトス。

第拾七条 士族總代ヲ選挙スルハ行主ニ於テ在住士族ノ戸主中ヨリ選挙セシメ、其投票ノ高点者五名ヲ当選者トシ、旧藩主へ上申スル者トス。

第拾八条 凡、選挙人ハ在住士族男戸主ニ限ルモノトス。

(中略)

第拾五条 本行ノ總勘定ハ毎年六月・十二月ニ仕切、請払精算ヲナシ、毎期間全体ノ取得金ヲ髓メ、其中ヨリ諸経費ハ勿論 第十一条ニ示ス所ノ利足ヲ支払、其純益金ヲ現ハシ、学資金現在高ニ応シ其当時預リ金利子ニ該当スル分ヲ引去リ、豊岡組士族子弟ノ教育補助費トシ、而シテ其配当割合ハ左記定限ヲ以テス。

純益金拾分ノ四 積立金
同 拾分ノ四 純益配当充金
同 拾分ノ一 別段積立金

同 拾分ノ一

賞与金

議確定スル者也。

内訳

明治二十六年六月

拾分ノ三分

士族総代へ

是ハ無給ノ名誉職ニ付、純益ノ多少ニ応

シ酬勞トシテ送与スル者トス。尤モ円位

ニ止ム。

拾分ノ五分

行主及取締人へ

是ハ士族総代ニ於テ其人ノ功勞、若クハ

勤惰ヲ考へ、其宜キニ從ヒ賞与スルモノ

トス。

拾分ノ貳分

交際費

是ハ本行ノ為メ止ムヲ得サル時ニ当リ、

交際費又ハ雇人・小使等ノ賞与ニ充ル者

トス。

(第二十六・二十七条、略)

右契約書及規定書共、関係士族一同會議ノ上、逐条審

(6) 契約書(付・財産引渡目録)

舟木直光氏藏

契約ノ証

第一条 旧藩主京極高厚殿ヨリ去ル明治十年九月、旧

臣下我々八拾貳名へ就産資金・学資金及土地家屋等

恵与セラレ、該金ヲ以テ一社ヲ設立シ、之ヲ宝林社

ト称シ、金錢貸付或ハ預リ金等ノ業務ヲ為シ、爾来

現今ニ至ルノ間、年々歳々純益配当・子女教育ノ補

助、若クハ非常災害ノ救助等、惣テ旧主ノ恩沢ニ浴

シ来リタルモ、本年七月一日ヨリ商法実施セラルル

ニ付、本社モ該法律ニ則リ商事会社ノ規定ニ基キ公

然タル会社ヲ設ケ恩賜ヲ永遠ニ繼續セント百方苦慮

協議スルト雖モ、元來該金ノ性質タル旧主特別ノ恩義ヲ以テ旧臣下ヘ恵与セラレタル共同資金ニシテ各自ニ分割スヘカラルモノニ有之、今ヤ法律ニ基キ会社ト為ストキハ各自分割所有權ヲ有シ、忽チ転売、自然他人ノ所有ニ歸スル如キ場合ニ遭遇スルモ計ラレズ。若シ然ル事アラバ旧主ノ恩徳ニ悖リ、加之將來士族ノ為メ不得策ナル事勿論ニ有之、茲ニ其決意ニ苦ミ候際、旧主前件ノ事情ヲ察セラレ別紙（前号の告示書）甲号寫書ノ通り命示セラル。依テ断然意ヲ決シ法律ニ依ラズ徳義上ノ契約ヲ以テ將來ヲ維持スル事トシ、同社ヲ解散シ更ニ宝林銀行ヲ設ケ、久保田周輔ヲ以テ行主トシ、旧社ノ財産ハ悉皆行主ニ無代價讓渡シ、別紙乙号財産目錄ノ通り行主ノ所有ニ改メ行主ノ名義ニ歸セシム。然レトモ右財産ハ旧主恩恵ニ出タル資金、且物品ニ付、行主自己ノ財産ニ混同セズ（前号の告示書）別紙丙号規定ニ基キ維持増殖セラレ度事

第二条 行主久保田周輔ハ乙号財産目錄ノ通り無代價讓り受ケ行主所有ニ屬スト雖モ、本財産ハ第一条ニ詳記スル如ク旧主特別ノ恩賜金ニ付、素ヨリ一己ノ財産ニ混入セズ丙号規定ヲ固守シテ維持増殖スヘク、且互ニ徳義ヲ重シシテ旧主恩賜ノ旨趣ニ背カザランコトヲ期スルハ勿論、万一行主ニ於テ処理シ能ハザル事故ノ生スル場合ニハ士族惣代に於テ繼承人ヲ選定セラルヘク、其節ハ右財産ハ悉皆繼承人ヘ讓り渡シ可申、行主所有中ハ士族惣代ノ望ミヲ容レ、以テ事業ノ正確ヲ謀ルベキ事

右ノ通、契約取結候ニ付、之ヲ証スル為メ本書三通ヲ製シ、其一通ヲ旧主京極高厚殿ヘ、一通ヲ行主久保田周輔ヘ、一通ヲ士族惣代ヘ之ヲ分頒ス。因テ讓渡人・讓受人双方左ニ署名調印スル者也。

明治二十六年七月十日

旧豊岡藩士族總代

財産譲渡人

舟木 克巳

西山 貞幹

永野 颯

小林 資敬

青木 昇

宝林銀行主

財産譲受人

久保田周輔

金四百八拾壹円

豊岡銀行株式九枚代

金參拾五円四拾壹錢

土地買入代

金貳千九百拾円

家屋土藏価格

金壹百六拾五円四拾七錢

什器価格

小計金六千貳拾八円六拾八錢

差引残

金壹万參千九百七拾壹円參拾貳錢 現在運用金

外

一金參千四百六拾四円八拾錢五厘

京極高厚殿借用金
外九口ノ高

一金五千七百貳円五拾九錢壹厘

諸向預り金口ノ

一金五千六百八拾貳円貳拾九錢八厘

士族預り金口ノ

一金貳百貳拾円

銀行借越金

計金貳万九千四拾壹円壹錢四厘

旧宝林社財産高

一金貳万円

内

金貳千貳百參拾參円四拾錢 拡産社株式

貸方

金貳百參円四拾錢

整理公債証書二枚代

金四千四百四拾七円拾八錢六厘

上在貸

(乙号)

財産引渡目録

金貳千六百九円七拾貳錢六厘 下在貸

金壹万壹千九百拾壹円拾壹錢九厘 他郡貸

金參千壹百參円貳拾九錢九厘 上町貸

金九百七拾四円六拾貳錢七厘 本町貸

金貳千七拾壹円九拾貳錢九厘 宵田・中・下町貸

金參千貳百參拾五円四拾錢貳厘 小田井町・裏町貸

金五百八拾壹円九拾六錢貳厘 京極殿外
四ヶ条取替

金壹百五円七拾六錢四厘 現在金

計金貳万九千四拾壹円壹錢四厘

右ノ通請渡候也。

明治二十六年七月十日

旧豊岡藩士族惣代

引渡人 舟木 克巳

右同断 西山 貞幹

永野 焔

小林 資敬

青木 昇

宝林銀行主

引受人 久保田周輔

(7) 懇願書(付、明細書)

舟木直光氏蔵

懇願書

旧豊岡藩士代表者岡毅(銀行出資(名義者)、士族総代舟木克巳・伊藤崇、茲ニ謹テ懇願仕候。目下、合資会社宝林

銀行ハ三名ノ合資銀行ニシテ、御先代京極高厚公閣下

ノ御命令等ニ基キ最初宝林会社ヲ起シ、続テ明治二十六年五月(商法^①行ニ^②抛リ)純然タル銀行創立、以後今日ニ

至ル迄数十年間^③経続シ来リ候。抑、此出資金タルヤ別紙^④甲号(恩賜金下付当時賜タル^⑤御自署アル命令書)乙号(明治二十六年七月銀行創立

当时ノ)写書ニ基因セルモノニシテ近年岡毅代表者ト

シテ出資致シ居候。然ル処、岡毅ハ最早齡八十二垂ン

子爵 京極高義殿 閣下

タルガ故ニ退隱希望セルモ、其繼承者適當セル者当時

欠乏ノ際ナルニ付、規定ノ選舉方モ履行スル能ハズ、

誠ニ進退谷リ窘窮致シ居候。依テハ甚ダ恐怖ニ堪ヘザ

先代高厚ノ意旨ヲ戴シ、旧藩士族ニ係ル恩賜共有資金

ル次第ナリト雖トモ将来其人ヲ得ル迄ノ所、此恩賜共

丙号明細書ノ通り保管ノ懇願ヲ容レ、適任者ヲ得ル迄

有金別紙丙号明細書ノ通、全部閣下ニ御預ケ申上、尚

有限責任ヲ以テ銀行出資者タル事ヲ承諾ス。

ホ閣下ノ御名義ヲ以テ銀行ニ御出資相成、偏ニ閣下ノ

大正六年十二月十八日

御保護ヲ被リ度、士族總會ノ決議ヲ經テ茲ニ之ヲ閣下

京極高義

ニ懇願仕候。是レ実ニ止ムナキ事情ニ付、冀クハ閣下

旧豊岡藩士族

往昔ヨリノ旧君臣タル情誼ヲ思召サレ、幸ニ御憐察ヲ

七十五名總代

賜ヒ、速ニ御聴許ヲ被リ度、連署ヲ以テ謹テ茲ニ之ヲ

岡毅殿

提供仕候。誠恐頓首

舟木克巳殿

大正六年十二月十八日

伊藤崇殿

旧豊岡藩士七十五名代表者 岡毅

同 總代 舟木克巳

(丙号)

同 總代 伊藤崇

明細書

一金四万八千壹百拾壹円貳拾貳銭參厘

此内訳

金四万円 (合資会社宝林銀行) 資本金
出資金

金參千円 学資金

金壹百四拾円八拾銭 別途金

金四千九百七拾円四拾貳銭參厘 配当充金

外二

金壹千八百七拾五円 有価証券

但シ、三丹電気株式会社株式 拾貳円五拾銭

払込百五拾株

百八拾三株 六年十二月三十日現在

参考

金六千貳百參拾六円貳拾貳銭參厘

大正六年十二月十八日
現在 金

金壹万六千八百円

但シ、出資金四万円ニ対スル積立金ニ係ル権

利ニ属スル額

(二) 拡産社・豊盛社

(1) 拡産社

『明治十六年度・地方巡察使復命書』三二書房版

氣多郡久斗村

拡産社

製糸場

社長間仲藤雄、但馬全国士族授産ノ為メ官立ニ係ル製糸場ヲ明治十三年ヨリ此社ニ譲与セリ。蒸氣五馬力・水車三馬力・糸取器械四十八人取、工男四人・工女五十一人。

○

同国氣多郡久斗村ニ製糸場アリ。県庁ノ設置タリシヲ

明治十三年、土族即出石・豊岡・村岡ノ旧藩士族中、
 本国第一ノ物産タル生糸ヲ改良シ同族就産ノ途ヲ開カ
 ント拓産社ナルモノヲ結ヒ払下ケテ願出、本年一旦払
 下ケノ指令ナリシモ年賦金ノコトニ付、維持法ニ苦シ
 ミ再願中ナリト云。然レトモ尚、依然トシテ五十人取
 リ水車ヲ運転シ、工男女併セテ六十余人業ヲ執レリ。

「明治十七年農商務省七等属高橋信貞巡回復命書」

⑧
 九斗村ニ一ノ製糸場アリ。拓産社ト曰フ。明治十一
 年起業基金一萬円ヲ拝借シ県庁ノ創設スル所ナリ。器
 械ハ木製ニシテ釜數九十六個、運転ハ水車力ヲ用ヒ、
 繰糸ニハ蒸氣ヲ用ヒ、其大州中ニ甲タリ。明治十三年、
 県庁之レヲ民業ニ移スヨリ豊岡・出石・村岡等ノ土族
 結合シテ此ノ事業ヲ経営スルニ至リ、即チ一株ヲ二十
 円トシ株ヲ州中ニ募リ続ケテコノ業ヲ維持セリ。現今

ノ株主ハ出石郡二百五十八・城崎郡二百三十二・
 気多郡二十五十一・七味郡二百二十六・養父郡二十五七・
 朝来郡二十七株ニシテ合計九百九十四株、金額一萬九
 千八百八十円ナリト雖モ、全ク醸スル所ノ金員ハ九千
 九百四十円、之レニ拝借ノ官金一萬円ヲ合せ合金一萬
 九千九百四十円ヲ以テ營業ス。其組織ハ豊岡・出石・
 村岡ノ旧三藩士族中ヨリ委員ヲ選ミ、社長及ビ會計等
 ノ事務ヲ分担シテ事ヲ処スルノ方法ナリ。当今ノ社長
 ハ出石藩ノ士族ニシテ間仲藤雄ト云ヘルモノナリキ。
 抑、継続以來市場ノ不振・洋銀ノ激變ハ予算ト齟齬シ
 損毛ヲ累ネタトイフ。コハ時運ノ然ラシムル所、経世
 上、亦免ルベカラザル所ナリ。然レドモ尚、浅資ノア
 ルアリテ経営ヲ妨ゲズ、且間仲藤雄始委員等拮据奮勉
 經費ヲ省略シ業務ニ従事セルノ有様ナレバ、世運ノ挽
 回ト共ニ二年ノ損失ヲモ挽回スルニ至ルベシ。憾ラク
 ハ、本年ノ現業未タ起ラサルヲ以テ業務ノ如何ヲ実視

スルヲ得サリシ。

(2) 豊盛社

「明治十七年農商務省七等属高橋信貞巡回復命書」

豊盛社

豊岡八郡（城崎郡）ノ南部二位シ、戸数凡ソ千百余、旧京極氏ノ治所ニシテ国中（但馬国）第一ノ大市ナリ。ココニ一ノ養蚕室アリ、士族古島良平外七名共同シテ創ムル所ナリ。明治十四年ノ起業ニシテ今茲ニ四年ノ星霜ヲ経ルモ、未曾テ好結果ヲ視ルアタハスト云フ。其地位及ヒ蚕室ノ構造充分ナラストイヘトモ又タ蚕ヲ養ナフニ足ル。然ルニ好果ヲ奏シ得サルモノハ他ナシ、カラ用フルノ少ナクシテ心切至ラサルカ為ナラン。

○士族授産事業としての開成社については「川漁」の項参照

(三) 家禄追給願

(1) 給与未済ノ家禄追給願

舟木直光氏蔵

給与未済ノ家禄追給願

兵庫県城崎郡旧豊岡藩士族京極武外(空白)名総代委員 誠恐誠惶頓首奉懇願候

一 請願人等ノ請求スル所ハ一ヶ年後レ渡シノ家禄、即チ明治六年度ノ内、錯誤ニ由テ給与未済ナル九ヶ月分ノ家禄ヲ追給セラレン事ヲ歎願スルニ在リ。依テ其理由ヲ陳述仕候。

抑モ旧豊岡藩ハ享保年間領地削減ナリシ以来、藩士(附)ノ地行及扶持米渡ヲ論セス一二歳米渡トナシ、其年相ノ収入米ヲ以テ扶持スルモノトシタリ。因テ其年相当ノ家禄ハ十月ヨリ翌年九月迄ヲ以テ区画シ月割ニ

テ渡シ来リ、一ヶ年分ト称スルハ此ノ期間ヲ指示スル者ニシテ、即チ一ヶ年後レ渡シノ規定ニアリシ也。然ルニ明治六年二月太政官達第三十四号ヲ以テ家禄并賞典米渡方及一ヶ年後レ渡シト其年相当スル家禄渡方等ノ達アルヤ、旧豊岡県庁ハ該達ノ主旨ヲ明示セス、単ニ旧豊岡藩士ノ家禄従前ヨリ渡方ノ届出ヲ為ス可キ命ヲ為セリ。然ルニ其当時区长不在、副区长西山薫ナル者軽卒ノ取扱ヲナシ、従前藩政ニ於テ家禄渡方ノ年度正確ナル調査ヲ遂ケス、亦旧藩ニ在テ出納掛（勘定役トモ云フ）并ニ蔵方ヲ勤メシ役人等ヘモ問合セラナサス、専横速断ヲ以テ錯誤ノ届出ヲ為シタリ。其届書ニ当藩士族ハ従前ヨリ其年相当ノ禄其年月割ヲ以渡シ来レリト。是レ大ナル誤謬ニシテ旧豊岡藩ハ一ヶ年後レ渡シノ規定ナリシハ付属証拠書類ニ徴シテ明瞭也。依テ其事実ヲ証明セン。

明治二年_巳相当ノ禄ヲ以テ同年十月ヨリ明治三年_{庚午}

九月迄ニ、庚午相当ノ禄ヲ以テ同年十月ヨリ明治四年_{辛未}九月迄ニ、辛未相当ノ禄ヲ以テ同年十月ヨリ明治五年_{壬申}九月迄ニ受取り、斯ク順次年期後レ渡シノ証タル証拠書類第一号ハ明治二年ヨリ同五年ニ至ル歳出ヲ旧藩庁ヨリ東京ヘ差立、公用人ノ手ヲ経テ其筋へ届出タル原簿ニシテ、總テ会計年度八年々十月ヨリ起算シ翌年九月ニ了ル。家禄ノ渡方モ亦然リ。年々十月ヨリ翌年九月迄ノ間ヲ以テ一ヶ年ト為シタルハ瞭々明白ナリ。亦其第二号ハ旧藩ノ頃、蔵方ニ在テ毎月藩士ニ歳米ヲ渡シタル通帳ニシテ（余ハ省キ、二、三戸）是レ又年々十月ヨリ起リ翌年九月迄ヲ一ヶ年ニ区画シアリ。是レ即チ一ヶ年後レ渡シノ証ナリ。亦其第三号ハ旧主・従五位京極高厚ノ家禄受取方家扶ヨリ届出テタル控ニシテ、旧主ハ一ヶ年後レ渡シヲ現ニ受取りタリ。旧君臣ノ間、等シク同倉ノ粟ヲ喰ミ其渡方ニ於テ何ソ差異アルノ理ア

ランヤ。如斯証拠物ニ由テ一ヶ年後レ渡シナル事判然明晰也（証拠書類ハ悉ク其当時職務ヲ執リシ有司ノ真筆ニシテ今猶ホ存ス）。

然り而シテ請願人等ハ明治六年十二月太政官第四百廿六号布告ニ拠リ同七年二月家禄奉還ヲ出願シ、同年一月ヨリ六ヶ年分秩禄公債券并現金ヲ以テ給付ヲ受ク。然ルニ其出願前明治六年給与ナリシ家禄一ヶ年ト称フル内、一月ヨリ九月ニ至ル分ハ純然タル明治五年ノ後レ渡シニシテ、十月ヨリ十二月ニ至ル三ヶ月分ノミ六年相当ノ家禄ナリ。依テ明治六年ニ相当スル家禄ノ内、一月ヨリ九月ニ至ル九ヶ月分ハ給与未済ナリトス。

是レ全ク副区長西山薫（死）ノ一言ノ過誤失錯ヨリ不渡リトナリ、其当時請願人等ハ頗ル困窮ニ瀕シ大ニ憤怒シ西山薫ヲシテ既ニ屠腹セシメントスルニ至リシモ寧ロ本人ヲシテ徹頭徹尾願意ヲ貫徹セシムルニ如カスト之レヲ赦ス。爾後、西山薫ハ身ヲ犠牲ニ

供シ其調違^(七)ノ引直方^(付属書第四号参照)數回歎願スルモ

旧豊岡県庁ハ明治六年五月太政官第三十五号ノ布達ヲ楯トシ峻拒容レズ。而シテ復タ明治九年二月士族連署ヲ以テ哀訴歎願セシニ県庁ハ付属書第五号^(略)ノ如ク指令ヲナシタリ。此ノ処置ハ実ニ残酷ナル不当ノ処分ニシテ請願人等ノ不幸亦言フ可ラス。加フルニ明治九年太政官第二百二十三号ノ布告ニ由リ訴願^(ふき)ノ途壅^(ふき)カリ、空シク当時県吏ノ压制粗放ヲ憾ミ悲歎ノ境遇ニ沈淪スルニ至レリ。右前段ニ於テ縷々上陳スル如ク一ヶ年後レ渡シナル事ハ尤モ明確正実ナリ。然ルヲ県吏ノ調違ヒ所謂誤繆ニ由テ不渡リトナリ、遂ニ請願人等ノ不幸ニ帰シタリ。伏シテ希ハク此ノ情状深ク御憫察下シ賜ハリ、一ヶ年後レ渡シノ明治六年ニ相当スル一月ヨリ九月ニ至ル九ヶ月分ノ家禄未済額ヲ追給被成下度、明治三十年法律第五十号・同年御省令第二十号ヲ奉シ別紙証拠書類写并請願人

連名書 及 禄高換算書相副へ出願仕候間、威恩ノ御允
裁ヲ蒙リ度奉歎願候。総代委員等、誠恐誠惶頓首謹

啓

(明治三十一年七月)
年 月 日

兵庫県城崎郡旧豊岡藩士族

京極武、外 (空白) 名総代委員

兵庫県城崎郡豊岡町ノ内本町

.....番屋敷士族

何 某

同

同

○同趣旨の願書案が他に二通残されている。

2 生活と風俗

(一) 改 曆

「公私之日記」 鳥井忠文氏蔵

(明治五年十一月)
廿六日 雨天

御一新御改正ニ付、今度被仰出、是迄ハ太陰曆ヲ以、
御定ニ相成候年曆改テ太陽曆御用ト相成、来ル旧十二
月三日ヲ以テ明治六年癸酉一月一日ニ御定ニ相成候事。
依テ是迄ノ春ノ正月同様ニ相心得、三ケ日相勤、外ニ
二日縮中同様旧十二月八日朝トンド取計可然、依テ旧
正月元日タリトモ休業無用、何分大県元ノ当地故、嚴
重ニ可相守旨ニ付、引取、夜分組頭一同相招、懇ニ申
入候事

「御用留」 田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

口達覚

先般布告ノ通り来ル十二月三日ヲ以、明治六年一月一日ト御改正ニ相成リ候ニ付テハ、

県庁御用納メ并御用始メ・改年ノ式例等、別紙ノ通り候条、其旨相心得、諸願伺ハ来ル廿八日ヲ限り、来年ハ一月八日ヨリ可差出、且新正拝賀トシテ村ノ惣代・各大区区长、其外罷出候儀ハ先規仕来リ可有之、都テ其所ニテ適宜ニ任セ可申事

〔明治五年〕
壬申十一月

第一大区

今般太陽曆御頒行相成候ニ付テハ兼テ相達置候貢米石代金納日限ノ義、最前達面年内五分通ハ明治六年一月三十一日ヲ期限ト相心得、其余ハ右ニ準シ二月ヨリ三月マテ式分五厘、四月ヨリ五月迄式分五厘、五月三十一日限悉皆上納可致事

右ノ通可心得、明年以後上納期限ノ儀ハ追テ可相達事
右ノ通御達有之候条、可得其意者也。

豊岡県

〔明治五年〕
壬申十一月

田中参事

明治六癸酉年

〔公私之日記〕 島井忠文氏蔵

一月一日 朝ノ内雨天、昼ヨリ先晴レ

改年ノ御吉慶目出度申納候。先以、家内一統大丈夫。

〔中略〕如嘉例ノ〔中略〕神前燈明上ケ御雑煮供ヘ拝礼致、一統座ニ付、祝詞申延、三宝戴大福雜煮盃事致候事〔下略〕

〔御用留〕 田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

〔壬申十一月〕
右御達の通、一月七日迄は旧来のメ内同様に候間、一月六日七シ五メ三カざり焼被成度、休日終相心得、小前末々

迄無洩相逢し可被成、尤此廻状村名下受印いたし早々

順達、留り村より拙方へ返却可被成下候。已上

(明治六年)
一月一日午後四時

副区長

田中彦右衛門

野垣村(以下、二十二村名、略)

右村々

役人衆中

○

太陽曆御頒行ニ付、当年限、略曆板刻被差許候条、出
板販売致度者ハ草稿ヲ以、願出、許可ヲ可請事

但、略曆ハ太陽曆ヲ標準ト可致、旧曆中歳徳金神・

日ノ善悪ヲ始メ中下ノ中掲載、不稽ノ説等増補致候

義、一切不相成候。尤、世上弁利ノタメ時刻表等加

入ノ義ハ不苦候事

右ノ趣被仰出候条、無洩可触候モノ也。

明治六年一月九日

豊岡県

田中参事

第一大区

区長

権区長

○

太陽曆中掲載有之候御祝日・御祭日等ハ当分御仮定ノ
儀ニ付、猶追テ月日精細(マシ)権歩ノ上、御確定候条為心得
相達候事

右ノ趣被仰出候条、無洩可触示モノ也。

明治六年一月九日

豊岡県

田中参事

第一大区

区長

権区長

可致事

豊岡県

『豊岡県史料』

福知山支庁

〔第貳号〕

明治六年一月十七日

三浦典事

今般太陽曆御頒布相成候へ共、末々ノモノ自然旧曆ヲ墨守候様ニテハ不相濟義ニ付、当市申中島勘右衛門ヨリ太陽曆抄撮売出シ候筈ニ候間、所部村々ニ於テ多少買入、一同承知致候様取計モノ也。

〔第拾五号〕

福知山支庁

庶務課

明治六年一月十五日

今般太陽曆御頒行、神武天皇御即位ヲ以テ紀元ト被定候ニ付、其旨ヲ被為告候為メ去申^{〔明治五年〕}十一月廿五日御祭典御執行被為在候。(下略)

「豊岡県布達」

〔第三号〕

旧曆ヲ誤用致シ候輩モ有之哉ニ相聞、如何ノ事ニ候。御頒布ノ本曆エ旧曆ヲ掲書アルハ御祭典ヲ始メ諸社ノ祭日ヲ見易為メナレハ、向後心得違無之様本曆ヲ遵行

当一月已来諸願伺届等へ干支ヲ書載シ差出候者往々有之、右干支改曆ニ付テハ被廃止候事ニ候条、此旨小前末々迄可相心得候事

豊岡県

明治六年二月十日

大野権参事

正権区長

「御用留」 田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

正月式ノ義、新曆ヲ相用ヒ旧曆ハ相省キ可申ノ処、各郡区々ニ有之趣、畢竟不益相立、且ハ不取締ノ義、改テ新曆ヲ相用ヒ、旧曆相用ヒ候義不相成候間、心得違ノ村方無之様、屹度相達可申旨厳重御内意被仰度候間、右ノ趣御達シ申上候。無御手落御披露可被成候也。

会議所詰

明治六年十二月廿五日

区長

中山三郎

第一大区

区長

青田卯左衛門様

昨壬申十一月更ニ太陰曆ヲ廢シ太陽曆ヲ被改候ニ付、
(明治五年)

従前間々年ノ始メ正月ハ万ノ神ヲ祭り村町共人民互ニ新年ノ賀ヲ祝シ来候処、御改正ニ付テハ一月一日ヲ以テ正月朔日ニ照シ、夫々新年ノ式身分相応可執行様、早速区内へ相達候へ共、兎角区々ニ相成候趣、併年一月ハ俄ノ義故、左モ可有儀ト存候へ共、来ル一月ハ一体新年ノ式可執行ハ勿論ニ候処、中ニハ旧習ヲ捨兼、一月一日ハ程ニ致シ、却テ旧曆ノ同日ヲ相用、神祭り其外共執行候心組ノ村方不少哉ノ趣、斯旧弊不相止候テハ是ニ準シ五節句盆ハ其余共都テ御趣意ニ戻リ甚敷ニ至テハ月日迄旧曆相用ヒ新曆ノ月日ヲ不用、左候時ハ第一重キ御趣意奉戴不仕、万事是ニ応シ小前愚民共ハ何事モ重キ御趣意ヲ輕蔑シ、終ニハ御規則ヲ犯シ、御上様へ御厄害奉懸候様ノ儀出来可致歎、実以恐入候次

第、依テ新年ノ式ヲ始、万事旧習ヲ速ニ廃シ、新曆ニ
基キ^(マ)太切ノ御趣意未々迄貫通致シ候様、急々区内へ御
通達有之度、其段相達候也。

区長

(明治六年)
十二月廿五日

青田卯左衛門

副区長

田中彦右衛門殿

(明治六年)
昨癸酉ヨリ新曆被仰出候ニ付テハ自然金子取引并諸

枋等区々ニ相成、不都合不少候間、右期限当二月三十

一日限りニ可致様、各村へ通達可被成候也。

(明治七年)
一月廿四日

郡会所

副区長

八月廿一日午後五時

戸長

田中彦右衛門

区内村々

用掛り衆中

昨明治六年ヨリ旧曆ヲ廃止シ新曆ニ御改正ニ相成候ニ
付、従前ノ中元モ既ニ御廃止ノ処、其御趣意未相弁へ、
遂ニハ旧来ノ盆同様ニ心得候村方モ有之哉相聞、不都
合ニ存候。依テハ休暇モ先般触達候条ハ決テ不相成候。
且、此頃ハ昼夜不分、巡查廻村ニ相成候間、万一従前
ノ手踊等相催シ候村方有之候テ如何様ノ御処置被仰付
候哉難計ニ付、村々用掛リニテ篤ト及説諭、右等ノ所
業無之様、区内へ無洩注意可被成候也。

第一大区

明治七年

正副区長

八月廿四日

四小区

正副戸長中

前紙被仰出ノ通、旧弊御廃止御嚴重ニ付、先般休日御

取極メニ相成、用掛リ拜命ノ節^(定)碇書御写シ取、小前末々

迄無洩相達シ被成筈ノ処、如何候哉旧来ノ益様ノ義相

催シ候村方有之風聞、甚以不都合千万ニ候間、嚴重御

取締可被成候。休日ノ義ハ碇書ノ通、聊心得違無之様^(七)

小前末々迄至急相達可被成候。(中略)

^(明治)
七年八月廿四日午前第八時発

四小区

正副戸長所

来ル一月一日ハ各村市共、戸毎ニ神祭ハ勿論、年頭礼

式等可致ノ処、中ニハ旧習ヲ脱兼、旧曆日ヲ神祭り致

シ一月一日ハ平常日ト見做シ候族^(ごかし)モ有之哉ニ相聞へ、
不心得ノ至リニ候条、来ル九年一月一日戸毎ニ無洩落
神祭り又ハ年頭礼式等必可致様、区内へ触示可被成候
也。

第一大区

^(明治)
八年十二月廿九日
区務扱所

四小区

正副戸長中

前紙ノ通、新年式ノ義ハ是迄度々御嚴重ノ通、新曆相
用ヒベキハ勿論ニ候へ共、中ニハ旧習ヲ捨兼候者モ有
之哉ノ趣、以テノ外事故、因テ前紙御達ノ通、来ル一
月一日礼式相行、心得違ノ者無之様小前末々迄篤ト御
申諭可被成候也。(中略)

四小区戸長所

(明治) 八年十二月廿九日午前第八時発

区内

村々用掛御中

(二) ほんきり一件

「公私之日記」 島井忠文氏蔵

(明治六年三月) 六日 仮成天

一 昨日、掛屋へ在中、隣家福井ニテ大散財致候ニ付、

何故ト尋候処、昨夜町内一統ザン切ニ相成、不残坊

主相成候祝トシテ大騒ヲ致、誠ニ前代未聞ノ事ニ候。

組頭行司宅ニ一同相招、開化ノタメ申付候由ニ候。

依テハ久保町ニオイテハ未タ一人モ坊主ニ成不申、

依テ拙者氣儘ニテ切不申事故、町内ノ者遠慮ナク致

候ヨフ今日申入候事

十一日

一 町会義所起会申来、出席致候。小学校御取立ノ咄

并 勸業所鑑札ノ咄(元々)ニテ、去ル五日宵田町始リニテ

町々不残坊主又ハ散髪ニ相成候。然ル処、城南三町

少々残リ、久保町ハ老人モ切不申、一向今日限り一

統為切可申、左候へハ、東京へ申達ニテ、新文更ニ

モ書載ニ可相成撫(など)、区长佐川義右衛門申、如何様当

時十四町有之候戸長、拙者人髪結候事ニテ是義コバ

ミ其儘ニ致候トモ不苦義ニ候へ共、町中不残切テ候

ニ久保町壹丁不切候テハ付合不致ニ当リ不宜義ト存

今日中ニ切り可申ト受合帰リ、磯平并 当行司市兵衛

相招相談旁内談致見候処、今夕組頭中起会御返答ト

申事ニ候。然レ共、夜ニ入、内々ニテ鍋良へ参リ内

談致見候処、誠ニ前条ノ通りノ事故、酒・蕎麦ヲ給

リ九ツ前引取申候。

十二日 仮成天氣

一 早朝ニ髪結常七呼遣シ自心手ニテ髪切、跡常七ツ

り、誠丸坊主ニ相成申シ候。肝煎治作參り居、是モ直二坊主ニ成申シ候。組頭一同呼入、前日ノ次第利解旁(かたがた)、組下へ可申付段申入候事

十三日

一 組頭一同ノ分、漸今夕決心致、一同ワケ丈ケ切申シ候。依テハ両前ノ分モ切申シ候由ニ候也。

一 拙者義当年四拾貳歳ニ相成、旧弊ノ事ニ候ハ、餅杯搗(など)、配リモ致候事ニ候へ共、何分変世ノ事ニテ右様義一切人氣不合ノ事故、右替リト存、且ハ為施行ノ、ホウカ頭巾金拾四匁ニ付候ヲ弊町内出入ノ者始、難渋ノ向へ施行致候也。一同、誠ニ大悦ノ由ニ候也。

(三) 若者組合を禁ず

「豊岡県布達」

従来(ころより)、村中町内等ニ於テ若者ト唱へ組合相立テ、平日

ハ勿論、神事祭礼等ニハ事更先立野習(悉)ノ囃シ手踊、其他種々ノ催シ等致シ前後寄合飲酒ヲ事トシ到底家別ニ若干ノ費用ヲ賦課シ、若シ出金差拒ミ候者等有之節ハ申合セ種々ノ迷惑等相懸ケ候儀有之由、以ノ外ノ悪習ニ候条、今後右様ノ組合堅ク不相成、万一心得違ノ儀、相聞ニ於テハ屹度処置可及事

豊岡県

大野権参事

明治六年二月廿三日

正権区長

(四) 午睡の風習を禁ず

「豊岡県布達」

三丹の風として暑氣(あつさ)の候(ころ)に至れば午時飯(ひるむし)を喰やいな必

らず午眠する事と定め居る習俗有之、昔よりしかする者と心得、女児輩に至るまで尅限になれば是非寝る事に成来り候趣、甚宜しからぬ事なり。そもく四民とも其職に力らを尽す者、一寸の時間も惜みて業を励み己れ人よりも贏利の多からんと互に競ひ合てこそ家業も繁昌する基なれ。一家の主人先づ寝る、妻もねる、子もねる、婢も僕も寝る。かくの如くにては、大事の昼間幾時の損分なるのみならず、用事の有る人・買物に来る人杯は如何ばかりの迷惑か。其国の者はこうした者と皆思ひ居るゆへ、さして邪魔にも成らぬ様なれとも、他国の人より見れば甚しき懶惰亡状にて、爪弾きして笑ひ譏るなり。加之、若き男女杯は午眠する故、自然と夜更しをする。夜更をする故、好んで徘徊をする。畢竟寝るまじき時にねて、寝るへき時にねぬゆへ、人の躰の為に悪しく、為すべからぬ事をも為し出す様なる妄り事も出来るぞかし。是等の事は家の主

じたる者善々相心得、己れくの目下の者へ篤と申し諭し、光陰を軽んし淫奔を牽く源を塞ぎ、辱を辱として、他人の笑を受け官府の責を蒙る事なかれ。

明治六年六月七日 豊岡県告諭掛

(五) 「盆踊」を禁ず

「豊岡県布達」

昔しより、其地く寄り様々の仕来りあり。其仕来りによきことあり、あしきことあれども、其土地のものは唯昔しよりの習ひなれば、よきともあしきとも終に知らずして為すなるへし。夫善を好み悪しき事をにくむは人の常情なれば、汝等も亦然るなるへし。されはよき事と知りたらんには、いか様為し難き事も耐へて是を為すへし。又、悪しき事と知りたらんには、いか様為したき事もまたこらへて為すべからず。汝等よ、

能く是を守らばよき人になるも聊か難き事にあらず。

若^(レ)又是を守らず、善き事と知りてもなさず、悪しき事を知りても改めされば、終には重き御咎めをも蒙り、

自ら其身を亡ふにも至るべき也。爰に盆踊りとして年々

七月中旬に至れば、或は市街に群り或は村落に集り或

は社に或は寺に、長幼を問わず男女を分たす輪を為

し方^(かく)を作り、手を鼓し足を踏み声を窮めて野調を謳ひ、

輒轉踊跳し晝に至らされば止まず。既に過日も告諭せ

し午睡と同一、寝るべきときに寝さるより昼は終日家

事をも廃するに至る。然のみならず、其踊るを見るに

浴衣の揃あり、繻^(襦袢)伴の揃ひあり、手巾の揃を戴くあり、

冠るあり、異類異形の醜態を競ふ。是狂^(れ)か乱か、將た

狐狸の魔魅するものか、かゝる浅ましき事を為して

銘々得意顔なる抑何事ぞ。而して、其到底^(の)、淫奔の媒

となり大切の其身を誤り、且是より遊惰の弊を生じ、

其当分などは果して家業も手に付ぬなるべし。知らず

や、右淫奔と怠惰との二つの者痼疾となつて其流毒を

子孫に伝へて、終は無恥困窮の極りに至るなり。前に

も述る通り、昔しよりの習なればよきともあしきとも

知らずして為すなるべけれど、右の如く甚しき弊害を

為すの根源なれば、以来は断然、盆踊といふ事相成ら

ぬなり。斯く迄申聞せし上は、汝等も始て悪しき事と

云ふを知りたるべし。悪しき事と知りたらんにはいか

様致し度事もこらへて為べからず。若^(レ)これを知りつつ

改めされば終には重き咎めをも蒙るに至るべきなり。

右の趣、小前末々迄不漏様触知らせべき者也。

豊岡県

告諭掛

明治六年六月廿五日

正権区長

(六) 三丹新聞

福知山市・林和子氏蔵

(表題)

官准 開 知	三丹新聞 第 貳 号	明治九年一月廿二日土曜日
潮 干	滿 午 前 二 時	午 后 八 時

東京日々新聞抄録

第□号

改正例律第二百六十七條私娼□□條例相廢シ、売淫取
締懲罰ノ儀ハ警視庁并 各地方官へ被任候条、此旨布告
候事

明治九年一月十二日

太政大臣 三條実美

第二百□号

各開港場ニ於テ、内外国人運輸ノ貨物陸揚船積ノ際、
運賃払方相滞候節、貨物引留方手順、別紙ノ通相定候
条、此旨布告候事

明治八年十二月廿八日

太政大臣 三條実美

別紙略之

本県御布達

乙第十三号

皇大神宮大麻ノ儀、是迄区戸長ヨリ配達致候処、今般

区長 戸長

但馬国出石神社・丹後国籠神社、両国幣社神宮司庁ノ
依託ヲ請ケ、今明治九年分ヨリ配達可致候条、各人民
各信仰ニ任セ拜受可為致答ニ付、区戸長用掛リニ於テ
毎戸ニ分賦候様ノ旧慣ニ涉ラサル様可心得、此段相達
候事

明治九年一月十八日

豊岡県権令 三吉周亮

(中略)

雑報

(中略)

兼テ巷説アリシ豊岡ヨリ同国生野銀山迄、馬車道御開
キ相成ノ儀ニ付、第五大区一小区和田山村安積九郎左
衛門へ取調ヲ命セラレシトノヨシ。

(中略)

寄書

(中略)

一号ニ掲載セシ王杳樵夫ハ嶋村贊、奨□主人ハ金澤
義方テアリマシタガ、創業ノ事ユヘ何カ不都合テアリ
マスカラ、投書ノ御方ハ住所姓名ヲクワシク願イマス。

稟告

当舎、今般官准ヲ得テ豊岡県下豊岡宵田町三番地ニ
於テ、本月ヨリ隔日新聞紙ヲ刷□発売仕候間、御愛顧
ヲ以テ購求アラン事ヲ希フ。(上七)且ヤ宇宙間、何事ヲ問ハ
ス人智ノ開明ヲ奨メ、処世ノ頑陋ヲ匡スニ益有ルノ類、
俚語俗章ヲ撰ハス拔書シテ原稿トセラレ、弊舎ノ微意
ヲ諒セラレン事ヲ仰ク。

売物・尋物、其他広告・引標(ひきふた)ノ類ハ、一ケ条三十銭
ツ、ニテ引請候事

一ケ月 前金 三十銭

六ケ月 同 一円六十五銭

外二郵便税申受候。

寒暖計正午 四十二度

但馬国豊岡
宵田町三番地

開知舎

編輯者

井上俊策

印刷人

田中保恵

(七) 玄武洞保存問題

「明治十七年但馬国城崎郡各町村連合会決議録」

玄武洞保存ノ義ニ付、建議

兵庫県但馬国城崎郡赤石村字石山ナル玄武洞ハ我日本
国中比類ナキ「ジオロージ」即チ土質学実験上有要
ノ奇山ニシテ夙ク其ノ奇絶ヲ海内ニ知ラレ数百年来、
人ノ貴賤ヲ問ハス来リ城崎郡ニ遊フモノ探訪セサルモ
ノナシ矣。而シテ該山其先蜂房箇石柱洞・蜂巢洞・箭

簇洞ト称セシカ文化ノ初年、旧幕府儒員柴栗山来遊シ
名クルニ玄武洞ヲ以テス。爾来、高士名儒続々踵ヲ接
シ、近時又在朝紳土木戸・井上・山県・岩下、其他貴
顯諸公及ヒ欧米各国人モ亦、陸續来リ探リ英国蘇格蘭
「スタツプア」小島ノ「バアサルト」崑穴ト併セ世界ノ
二大奇ト称スルニ至ル。然ルニ該山維新以前ニ於テハ
採掘ヲ禁止セラル、ニ依リ奇觀ヲ存セシカ明治時代ニ
至、民有二属シ採掘ノ禁ヲ解クニ因リ大ニ旧觀ヲ破壊
シ殆ト氓没セントス。遺憾痛惜ニ堪ヘサル也。然ルニ
該山タル唯ニ奇觀ヲ保存シ来遊者ノ快美ヲ資ルニ供シ、
工事有用ノ石材ヲシテ空シク無用ノ長物ニ属スルニ非
ス。土質学ノ実験ニ供セント欲スル也。聞ク、方今海
内ノ諸名区ハ政府特ニ保存ノ法ヲ設ケラレ永世埋没ノ
憂ナカラシムト。該山ノ如キ真ニ世界ノ奇絶ニシテ鳥
有二属スヘカラサル學術研究ノ一大要域ナリ。故ニ城
崎郡連合会ノ成議ニ依リ敢テ閣下ニ建議シ、永世保存

ノ方法ヲ設ケ一ハ奇絶ヲ存シ、一ハ後進ノ学士研究ノ資ニ供セント欲ス。閣下幸ニ微意ヲ採納シ満足ヲ与ヘラレン事ヲ。義三郎、誠惶誠恐頓首白。

但馬国城崎郡各町村連合会議長

明治十七年八月

水垣義三郎

兵庫県令 森岡昌純殿

『但馬新聞』

明治四十一年二月八日

●玄武洞破壊に就て

曩頃、大阪朝日新聞紙上に天下の奇観玄武洞の破壊を嘆ずるの記事あり。又本郡々に於ても由利・井上両議員より当局者に対し玄武洞の破壊は一日も傍観に付すべきものにあらざることを建議し、大に其保護を促し旧観の破損せざらんことを求めたりと聞く。(中略)

元来、玄武洞は(中略)旧領主亦之を保護し所有主田鶴野村に於ても常に之か採掘を許さず(中略)然るに今や鉄道工事の為石材高価を告るより俗物来て遂に赤石村民と内川石掘^村人夫と共通し、正式の手続を経ず密か^勝に之か採掘をなすに至れり。其結果、(中略)鉄道工事進行と共に期年ならずして古来の名称地も荒廃に帰するや必せり。(下略)

明治四十四年五月一日

●再び玄武洞に就て

玄武洞を公園とせんと^勝の事は郡内有志の宿論として持ち来り、郡当局者等又其施設方法に付き予て考究中なりしが、過般鉄道工業合資会社理事古川氏は鉄道工事^勝受負紀念として同勝の改良費にとて金五百円を寄付し^勝たき趣き小林本郡長並に片岡城崎町長へ協議ありしを

以て去る廿四日、関係町村長有志者一同を郡衙に召集し協議の結果、愈玄武洞保勝会なるものを組織し四十六年中を期し完全なる公園を施設する事と決し散会したり。(下略)

玄武洞銘

兵庫県知事・正三位勲一等 服部一三篆額

但馬城崎有村。曰赤石。奇石成洞、其色黝、其状扁、概六稜。累積為層自傍觀之如稜欄幹、仰而望之如龜腹然。蓋太古之世噴火所形。土民扶而采之、采采不已、

經年之久遂成洞状者。文化中柴栗山与余祖東門登臨、

命曰玄武。其後小竹(蘇崎)拙堂諸氏後先過之、賦詩作記極

頌其奇絶。而土民不顧且暮采之、磧礫散乱、菅茅塞徑、

險危蕪穢不可嚮邇。小林君正義任城崎郡長、一過傷之。

会有遠州人古川久吉者、勾当山陰鐵道工事、事竣欲投

金以作一紀念物。郡長勸其充修洞之資、更創保勝会、

得數百金買私地、拓区域、開公道、除蕪穢、木疎澗者

補之、泉石不采者修之。於此乎洞勢整然、行步安穩、

無復蹉跌之虞。郡長未憊、更請設停車場於洞西、以便

登臨、此為一大名勝。寄書求銘曰、令祖与栗山最先登

臨、為洞命名、而某請銘於其令孫、豈非宿緣乎。余憾

洞之險危蕪穢也久矣。乃繫以銘。銘曰、

玄武之洞 維石怪奇 天造鬼作 軼態殊姿

碩儒命名 名人題詩 地属僻陬 世莫之知

烟車啓行 遐邇来晞 一碑千載 庶幾弗虧

大正元年十月

錦鷄間祇候正四位勲三等 桜井勉撰

伊勢神国造 久志本常幸書

○玄武洞銘碑は玄武洞公園内に現存。

(八) 銹止塗料專売特許願

特許庁蔵

丙一七三八

專売特許願

堀田鏞^(秘)止塗料及ヒ其塗法

右ハ私發明ニシテ從來世上ニ使用セラレサル塗料及塗法ナルハ勿論、一切御条例ニ相触候儀無之、且此願書及別封明細書ニ記載セル事実ニ相違ノ廉無之段確信候間、拾五ヶ年ヲ期限トシ專売特許証御下付相成度、依テ御免許料金貳拾円相添此段奉願候也。

東京府下京橋区山城町八番地居住

唐木彫刻及漆器業

明治十八年七月一日

堀田瑞松

農商務卿 西郷従道殿

「第一四〇九八号

前書ノ通願出被進達候也。

明治十八年八月五日

東京府知事 渡辺洪基」

「願ノ趣聞届、專売特許証下付候事

明治十八年八月十四日

農商務卿 公爵 西郷従道」

○堀田瑞松は豊岡新町（安楽寺横）で生まれた。この特許はわが国專売特許第一号である。

(九) 愛宕山警刻鐘

「豊田区文書」豊岡市蔵

豊庶第一〇五号

予テ御協議致置候愛宕山警刻鐘ノ議、来ル四月一日ヨリ実施候旨、該発起者ヨリ通知越候条、大字限各戸ヘ無洩様通示方御取計相成度候也。

追テ来ル三十一日午前第十時ヨリ本警創始ノ祝意ヲ表スル為メ、三発空砲ヲ打、第三発ヲ正午ノ報ト為スヘキ旨ニ付、為念添申ス。

明治廿六年三月廿八日

城崎郡豊岡町役場

記念碑

愛宕山(城崎)於郡北為中心、常置警鐘焉。(明治維新)大政更始與梵刻磨之既、而衆憾之、懷之、回復之臆不能已。於是、生等欲修旧址、而充警急、且報時、詢諸彦以一亨一臂之勞賈。幸而得贊助焉。明治式拾六年三月工成、而警急報□、與益乎郡民亦大矣。嗚呼、庶幾令此資垂永遠焉勒以口付于不朽云。

明治式拾八年三月

発起者誌

発起者

岸田 要八 田結庄精一

吉川三郎左衛門 岸田 作造

由月喜之助 古川 与一

太田利兵衛 大石 繁正

(他四十三名氏名、略)

豊岡

岡本文吾(他二十七名氏名、略)

三江村・五莊村・八条村・新田村・奈佐村・内川村・

田鶴野村・下鶴井村(計四十一名氏名、略)

○この記念碑は愛宕山上に現存。

(+) 屋外での裸体・放尿を禁ず

豊田區文書 豊岡市蔵

人二第六四一號ノ二

文化ノ発達ニ伴フテ風俗ノ善美ヲ要スルハ論ヲ俟タス我豊岡町ノ如キハ但州ノ都会ニシテ将来益有望ノ地域ニ属ス。果シテ然ラハ、他町村ノ模様（地）トシテ夙トニ風俗ノ美ヲ全フスルコトニ留意セサル可ラス。然ルニ暑季袒裼裸体ヲ為ス者及廁圈外放屎尿ヲ為スノ弊、依然トシテ改善セズ、其醜汚ノ状、実ニ面ヲ向ク可ラサル者アリ。此違法者ノ心事ヲ察スルニ、古来因襲ノ悪弊ヲ改ムル能ハサル者ニシテ悪意ヨリ出ツル所為ニアラスト雖モ、此違法者ニ対シテハ夫々制裁ヲ加フルノ法規アル以上ハ（いざせ）孰法官ニシテ毫モ仮借スヘカラサルハ弁ヲ要セス。殊トニ外人内地雑居ノ期モ明治三十二年ニ迫マレリ。此時ニ当リ右等醜汚ノ状態ヲ外人ニ目撃セシメナバ大ニ慚侮ノ念ヲ起サシメ結局、我国辱ノ一端トモ相成次第ニ付、一般へ懇篤御諭示ノ上、各自相戒メテ風俗ノ善美ヲ全フスル様、御取計可相成、其筋ノ

照会モ有之、此旨特ニ及通達候也。

明治三十年六月三日

豊岡町役場

各町管理者御中

○明治三十二年七月十七日、日英通商航海条約ほか改正条約が実施された。

(二) 度量衡

(1) 器物臨検日程

「豊田區文書」豊岡市蔵

度量衡器取締規則嚴重執行ニ付テハ、現今使用ノ器物ニシテ不正ノモノ有之候テハ相互ニ不利益ノミナラズ、夫々制裁ヲ受クル次第ニ付、先般注意ノ為メ本県ヨリ

関技手ヲ聘シ講話モ有之候へ共、自然聞洩シノ向モアリ、旁々如何ナル器物ガ不正ナルヤハ実地ニ就キ取調ヘサレバ不明瞭ノ模様ニ相見ヘ候ニ付、其筋ヘモ申合、来ル廿二日ヨリ左記日割ニヨリ器物臨檢ヲ執行シ、不正ヲ示諭致ヘク候ニ付キ、其当日ハ決シテ器物ヲ隠クサズ悉皆臨檢ヲ受クベキ様、普ク一般へ通知置キ有之、此段及通知候也。

追テ此度ノ臨檢ハ犯罪者ヲ見出スニアラズシテ後日違犯者ノ生セサル様注意スベキ次第ニ付、可成器物ハ檢査ヲ受クル様致度、若シ後日不正器物ヲ使用スルトキハ用捨ナク罰セラル、義ニ候条了知ノ上、其旨一般ヘモ通達置有之度申加候。

日割

七月廿二日 豊田町・両本町 〃廿三日 小尾崎町・新町
〃廿四日 京口町 〃廿五日 宵田町・中町
〃廿六日 滋茂町 〃廿七日 竹屋町・新屋敷町

〃 廿九日 小田井町 〃 卅日 久保町・永井町
〃 三十一日 寺町 〃 明治三十四年七月十九日 豊岡町役場

各町管理者

御中

(2) メートル法啓蒙ヒラ

正見孝二郎氏蔵

イヨイヨ大正十三年七月一日ヨリ

メートル法実施

早く覚エヨ、慣レヨ、使ヘヨ、メートル法

酒壺ノ容量一定

現今、酒ノ取引ニ用イテ居ル一升壘ノ大キサガ区々デ一升四勺以上モ入レナケレバ一杯ニナラナイモノモアリ、之ニ一升量ツテ入レタ丈デハ空隙ガ沢山出来テ御客ニ満足ヲ与ヘラレズ、又實際一升入ラナイモノモアリテ、需用者ト供給者トノ間ニ好感ナラザル取引ガ行レテ居ルコトハ一般ノ知ラレル所デアリマセウ。

ソコデ此ノ弊害ヲ去リ計量正確ヲ期スル為メニ豊岡町度量衡係ノ手許デ酒壘全部ヲ一々検査ノ上、下図ノ如ク實際一升入ル所ヘ刻線ヲ付ケ之ニ証明トシテ町徽ヲ記入スルコトニ致シマシタ。此ノ刻線ト町徽トヲ見テ取引スレバ絶対ニ不足ハアリマセンカラ、今後ハ此ノ記標ノナイモノヲ用イテ取引セナイ様ニ御注意下サイ。



豊岡町役場度量衡係

(三) 債券募集

「豊田區文書」豊岡市蔵

第二一二二号一

刻下ノ萎靡セル經濟界ノ救済策トシテハ、勤勉貯蓄心ヲ奨励シ國民經濟ノ基礎ヲ鞏固ナシムルヲ急務ト存候。然ルニ先般、数多銀行ノ破綻以來、預ケ金ヲ引出シ浪費スルモノアリ、又ハ空シク筐底ニ埋藏スルモノ少ナカラズ。此等ノ貯金ヲ散逸セシメス安固ナル利殖ノ途ヲ購^ニセシムルハ必要ノコトニ存候。幸ニ今回、日本勸業債券募集ニ着手致候。該債券ハ零細ノ資金ヲ吸收シテ生産の事業ニ利用スルモノニ付、此際右債券ノ募集ニ応スルガ如キハ双方ノ便利ト存候ニ付、此辺御含ノ上可然御配意相成候様致度、其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之、此段及通牒候也。

追テ今回取扱店ヲ新設シ、豊岡町宝林銀行ヲシテ債券募集并二元利金・割増金ノ支払ヲ取扱ハシメラレ候条、為念申添候。

明治三十四年八月十六日

城崎郡役所

豊岡町長殿

(三) 公娼設置問題

『但馬新聞』

明治三十八年二月八日

公娼設置運動

当地一部の有志者間に於ては、我豊岡町に公娼設置の目論見あることは数年前より耳にする処なるが、又々此頃其筋に向つて意見を叩き、或は之に関する諸願委員をも定め、近々運動のため上県するなるべしといふ。

論 説

明治三十八年三月十一日

豊岡に於ける公娼の許否

自ら有志と称するの徒あり。頃日、知府に對し公娼を豊岡に設置するの認可を得んと欲し、之が為めに覆面的運動をなすものありと聞く。吾人は勿論、設置運動者、所謂有志の何者なる乎を知るによしなきを以て、隨て認可請求の理由を亦知悉するを得ず。(マヤ)去れと若し公娼の許否を以て人倫道德の上より論下する、断じて認容すべからざるや敢て喋々の弁を要せざる也。唯、時勢の状態より論究するに於ては、亦絶対に排斥する能はざるものなきにあらざるか。泰西は暫く措き、現に我三府五港、其他各地に許容せられつゝあるは、全く之を認可せざるに優るの理由存するが故なりとせん。

而も従来遊廓の設置なき我豊岡に於て新に公娼の設置を許容すべきものなるや否やに就ては、蓋し大に討究すへき問題なりと云はざるを得ず。素より遊廓設置を請願するの徒を目して只私益に駆られて常識をも備へざるものとなすは余に偏狭にして謬見たるを免れず。故に吾人は強ち請願者其者の品位を論議するを避け、唯た遊廓の設置は果して風俗を矯正し、公娼の設置は果して善良なる影響を迨ぼすへきやを視るに止めん。試に冷静なる頭脳を以て一考すれば、遊廓の如き不礼の土地は苟も多少の知能を有する者の到底踏むを屑しとせざるが当然なれば、之を全廃すべきは云ふ迄もなし。されども、都会の土地は思想・知識は固より其他凡ての点に於て頗る混雑の状態にあるもの、則ち上流者も多ければ下流者も亦随て多く、特に多数下流者等が快楽の目的は上流者等が快楽の目的とは大に趣を異にするものあり。彼等は色欲を以て蓋し人生の最大愉

快なりとなすものゝ如し。去れば其愉快を与ふる方法と之に伴ふ衛生的方便としては、遊廓の設けは真に不得已にして、之を外にして到底他に良法なきは今や何人も異議なき処とす。若し強て遊廓を禁圧すれば情欲の毒焰は自然他に噴出して以て風俗を害し、更に公衆衛生上甚寒心すへきものあるは事実^に於て明なり。故に文明を誇る一面に於ては全然廃上すべきものなるも、他の一面に於て種々の実情は竟に之を嚴禁するよりも寧ろ許容するを以て却て風俗上にも衛生上にも勝るものありと思惟せざるを得ず。蓋し、社会進化か極度に達せざる間は、仮令何人か一夫一婦を極力唱道するも容易に実行せられざるは古今東西の異同あるを見す。果して然らば我豊岡に新に公娼の設置は必要上避くへからざることなるか。勿論、新潟の如きは娼妓存廃は直に土地の衰盛に係せりと聞く。成程、豊岡に遊廓を設置すれば多少は或意味に於て賑ふやも知れさ

れと、遊廓より産み出す利益か乃ち豊岡の繁栄策と思ふは其根本に於て甚しき誤解たるを免れず。仮りに遊廓を設けたりとせよ、之に登楼し快楽を採るものは都会に於ける或る一派の下流者流の如きものにあらず、楼主か漂客として招致せんとするは正しく市街近郷の青年者等にあらざるなきを得ず。之れを外にしては他に顧客とすへきものなきは、我豊岡の現状より観察するも明晰なる筋合ならん。殊に豊岡は遊廓を設けざれば風俗を乱すべき遊冶放蕩者流の集合すべき場所となすは吾人か到底首肯し不能処、されは公娼の目下に於て反つて風俗を害するの虞れは或は之あるへきも、風俗を矯正するとすは真に理屈なき理屈と云ふへし。若し将来、鉄道布設せられて一大都会を醸出し風俗の矯正上、衛生の普及上、遊廓を新設する外他に良方法なきに至れば則ち之を請願する敢て遅しとなさざるなり。今日之か認可を得んとするは断々乎として吾人の

賛同する能はざる所也。然れ共、現に豊岡・出石・湯島・村岡・浜坂等の各町に於ける芸妓・酌婦と称する者を見れば、殆んど娼妓のそれと同じく漂客の爲に鬻春(いぐ)の行為を爲すもの比々皆然り。為に風俗を害するは固より盛に花柳病の製造をなしつゝあるを以て、之をしも公娼認可の理由とするは其論拠尚頗る薄弱なり。現に英国龍動(ロンドン)の如きに見るも至る処私窩子の伏在するか如く、娼妓を設くれは密売婦を根絶すと思惟するは抑も亦迂濶なる皮想の見解に過ぎざるなり。去れど吾人は上叙の事実を以て放任せよと云ふにあらず。又、其取締を警官の視線にのみ一任せんと欲するに非らず。警官の視線は其人に因り自ら緩敵ありて頼むべからざるのみならず売女は巧みに警官の視線を避けて花柳病の製造元たる恐れあれば、之を取締るに付ては此頃施行しつゝある東京の警視庁の如く芸妓・酌婦に對し体格検査を為さば病毒を予防するの機能を有し風

俗矯正の方便ともなりぬれば、目下我豊岡に於て娼妓の公許なければ必ずしも取締の付かさる訳なきは吾人が確く信して疑はざる所なり。

明治四十四年三月一日

公娼設置問題

明治三十八年五月十日

当地或る有志者が豊岡町に公娼設置の計画を立て其筋に向つて請願書を差出したることは其当時本紙に掲載したるが、其後運動者は早晚許可さるゝものとし、土地の選定を行ひ、資金を株式組織にせんとて内々同志を求めつゝありと。尚、選定土地は小田井町裏字中浜とのことなり。又、既に許可せられたるものゝ如く噂さるゝも、右は秘密に付し居るを以て聞知する能はざるも、未だ実際に許可ありしものにあらざる由なり。

●町会と遊廓設置問題 去る廿一日豊岡町会を開催し(中略)左記遊廓設置の建議案は多数の賛成者ありて不日委員を挙げて其手続に着手することに決せり。

建議案

鉄道の開通及び文明諸機関の発達に伴ふ必然の要求として豊岡町に遊廓を設置し、目下全町に散在せる置屋を一区内に移し、娼妓を併置し、以て衛生風俗の向上を計り、傍ら町の繁盛を進めんとす。当町会は町村制第三十五条により公益の爲めに右所見を上司に陳情せんとす。

明治四十四年二月二十八日

明治四十四年十一月十五日

遊廓問題に就て

爾来、宿題とせる豊岡町遊廓設置問題は時機の熟せざりし為め再度の出願空しく却下無効となりしかば、今回問題に關し某々の有志者間に於て研究の結果、第一衛生道徳を標準とし、第二地方の發展策として芸娼妓二枚鑑札の標準を採り、第三風俗壞乱の恐れなき様充分の注意を払ふべき事、第四同問題は町發展の策なれば各地主等も誠意心を傾注す可き事等の条件を以て、近日其筋へ書類を提出す可く某方面に於て熟議せりとか聞く。

(四) 活動写真興行

『但馬新聞』明治四十二年五月二十五日

●活動写真 来る二十七日より当地保天惠座に於て興

行すべき活動写真は、其印画の斬新にして今春大阪毎日新聞社が阪神間に於て催ほしたる壮挙マラソン競走を初め今橋火薬爆発の惨状・ナイヤガラの大爆布、其他何れも奇抜なるものを実写せしものゝ由にて、到る所大喝采を博し来れりと云ふ。

3 地域振興の試み

(一) 地方改良運動

(1) 戸牧村規約

大坪五郎氏藏

戊申詔書ノ御趣旨ヲ遵奉シ吾等臣民勤儉力行スベキノトキニ際シ、当村ハ区域内ノ山林大抵往古ヨリ他村トノ共有地トナリ其葛藤年ニ甚ダシク出費ヲ要スルコト又尠シトセズ。幸ナルカナ、客年該共有山林全部ノ所

有權ヲ当村へ買得シ基本財団ト為スコトヲ得タリ。然リト雖、是レニ償フベキ代金ニ至リテハ吾人ノ負担債務トナリ、是レヲ等閑ニ付センカ一難去リテ更ニ一難ヲ向ヘ益々苦境ニ沈淪セン故ニ、吾人ハ勤儉ヨリ生ズル利潤ヲ以テ該負債ヲ償却スルト共ニ各自独立自営ノ基礎ヲ鞏固ニスル為メ来ル明治四十七年末迄五ケ年間、左記方法ニヨリ勤儉力行スルモノトス。

戸牧村規約

第一条 年始宴会ハ禁止ノコト。但シ、他町村来客者

ニ対シテハ可成質素ニテ実行ノコト

第二条 初老・還暦等ノ祝儀ハ禁止ス。婚姻祝儀ハ村

客一切廃止シ、親類客・新客ニ限り行フモノトス。

第三条 三月雛祭・五月幟節句祝儀并ニ祝餅等配与一

切禁止ス。

第四条 盆酒等禁止ノコト

第五条 氏神祭礼ノ際、客人ニ対シ重ノ内遣取禁止ス。

但、前条ニ限ラズ村内ニ重ノ内配与一切堅ク禁止ノコト

第六条 仏事ハ相成ルベク質素ヲ旨トシテ相務メ、馳

走ハ膳ノ上限り、禁酒タルベキコト

但、膳ノ上、^(壺)坪ニ酒（一杯限り）ヲ盛ルハ此限りニ

アラズ。報恩講ハ亭主招待タルベシ。

第七条 葬儀ハ可成質素ニ取片付ヲナスコト

但、禁酒トス。

第八条 社寺其他諸勸化寄付等ハ、本村ニ檀家ノ多少、

又ハ有無ヲ問ハズ惣代^(戸牧村区長、以下同上)ニ於テ

処定ノ取換ヘヲ成シ、各戸ニ付クヲ嚴禁ス。

第九条 普請見舞及歳暮^(遺)使物等ノ遣取一切禁止ス。

但、不慮ノ災害救済ハ此限りニアラズ。

第十条 産婦ノ帯祝・足洗・宮参客等、親族ヲ除ク外、

近隣客一切廃止ノコト